

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和 7 年度）

住 所 〒660-0072
兵庫県尼崎市大庄川田町108番地の1
事業者名 阪神バス株式会社
代表者名 代表取締役社長 城島和弘

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合 バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
路線バス車両	ワンステップバスからノンステップバスへの更新 (2021年度～)	ノンステップバスを 21両購入

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員への教育 を実施	全乗務員を対象に車椅子対応等における役務の提供方法に 関する集合教育を実施する。	全乗務員に対し、実 技を伴った教育を実 施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、
旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
空港リムジンバ スにおける車椅子 対応車両の周知	2019年12月から運行を開始している空港リムジンバスの車 椅子対応車両について、HPやのりばでの周知を強化し、利 用促進を図る。	HPの時刻表ページや のりば標柱に告知を 掲載

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス車両におけ る情報提供の拡 充	行き先の視認性向上のため、新たに導入する車両において は車外の行先表示器を路線バス車両は白色LED化、高速バ ス車両はフルカラーLED化を計画する。	新たに導入した路線 バス21両において実 施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の対応力・技術力の向上	・集合教育を通じて、車椅子の取り扱いに対する定期訓練を行う。 ・運転士教本を活用し、乗務員の高齢者・障がい者に対する理解度を高める。	集合教育や運転士教本により、接遇の向上、平準化に努めた。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内自動音声やポスター等の掲示物を活用	車内自動音声、広報啓発キャンペーン等で配布される掲示物等を用いてお客様へ周知を行う。	車内放送・ビジョンやのりば掲示物等を活用し、高齢者・障がい者がバスを利用しやすい環境作りに努めた。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

乗務員に対し、日々の点呼で高齢者・障がい者に対する接遇について指導し、安心して乗車していただける環境づくりに努めている。
--

(3) 報告書の公表方法

弊社HPへのアップロード

(4) その他

--

Ⅱ 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和8年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフトを備え たもの		計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを備 えたもの	計	うちス ロープ 板を備 えたもの	うちリ フトを備 えたもの
前年度車 両数	316	251	163	88	0	0	0	65	65	1	1	0	0	0	
年度内に 供用を開 始した車 両数	23	23	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
年度内に 供用を廃 止した車 両数	19	19	7	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
年度末車 両数	320	255	179	76	0	0	0	65	65	1	1	0	0	0	

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（バスターミナル）

（令和 7 年度）

住 所 〒660-0072
兵庫県尼崎市大庄川田町108番地の1
事業者名 阪神バス株式会社
代表者名 代表取締役社長 城島和弘

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① バスターミナルを公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となるバスターミナル	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
西宮バスターミナル	老朽化の進む点字ブロックや案内物等を更新する。	2026年度以降に実施予定。

② バスターミナルを使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
円滑に乗降するための装置の整備	バリアフリー車両のスロープ板や車椅子固定器具の整備を行い、集合教育を通じて基準を遵守するために必要な役務を提供する。	全乗務員に対し、実技を伴った教育を実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
空港リムジンバスにおける車いす対応車両の周知	2019年12月から運行を開始している空港リムジンバスの車椅子対応車両について、ＨＰやのりばでの周知を強化し、利用促進を図る。	HPの時刻表ページやのりば標柱に告知を掲載

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
・バスロケーションサービスの周知 ・バス車両における情報提供の拡充	・一般路線の停留所にＱＲコードを貼り付け、運行情報や接近情報へのアクセスの簡素化を図る。 ・行き先の視認性向上のため、新たに導入する車両においては車外の行先表示器を路線バス車両は白色LED化、高速バス車両はフルカラーLED化を計画する。	・停留所にQRコードを貼り付け、アクセスの簡素化に努めた。 ・新たに導入した路線バス8両において実施。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の対応力・ 技術力の向上	・ 集合教育等を通じて、車椅子の取り扱いに対する定期訓練を行う。 ・ 運転士教本を活用し、乗務員の高齢者・障がい者に対する理解度を高める。	集合教育や運転士教本により、接遇の向上、平準化に努めた。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についてのバスターミナルの利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内自動音声やポスター等の掲示物を活用	車内自動音声、広報啓発キャンペーン等で配布される掲示物等を用いてお客様へ周知を行う。	当社車両における車椅子利用者の乗車方法をターミナル等に掲出し、高齢者・障害者の利用者に安心してバスを利用できる環境作りに努めた。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

・ 一般路線バス全線が利用できる高齢者専用定期券（グランドパス）の利用を促進し、シームレスな移動と運賃支払い時の利便向上を図っている。 ・ 総務部をバリアフリーの主管部として、社の推進体制を構築している。

(3) 報告書の公表方法

弊社HPへのアップロード

(4) その他

--

Ⅱ バスターミナルの移動等円滑化の達成状況（バスターミナルごとに記入）

（令和 8 年 3 月 3 1 日現在）

バスターミナルの 名称	所在都道 府県市町 村	一日当 たりの 利用者 数	公共交 通移動 等円滑 化基準 省令適 合の有 無	段差へ の対応	バース の数	視覚障 害者誘 導用ブ ロック の設置 の有無	案内設備 の設置の 有無	障害者 対応型 便所の 設置の 有無	障害者 対応型 券売機 の設置 の有無	乗降場 への対 応	リフト付 バスが乗 降できる スペース または バースの 数
西宮バスターミナル	兵庫県 西宮市	3,863 人	○	○	7	○	○	-	-	○	1
	県 市	人									
(合計) 計 ターミナル			0	0	7	0	0	0	0	0	1

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

(1) 過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上のバスターミナルを設置又は管理している。	
(2) 過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が3000人以上 3 万人未満のバスターミナルを設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

（第 7 号様式）

- 注 1．公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該バスターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 2．段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第 4 条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 3．バースの数の欄には、当該バスターミナルに設置されているバースの総数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
- 4．視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第 9 条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 5．案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 6．障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 7．障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該バスターミナルに券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 8．乗降場への対応の欄には、乗降場に公共交通移動等円滑化基準省令第23条第 2 号の基準に適合する柵、点状ブロックその他の視覚障害者の乗合バス車両用場所への侵入を防止するための設備を設置している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
- 9．リフト付バスが乗降できるスペースまたはバースの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第23条第 3 号の基準に適合する数を記入し、（合計）にはその合計数を記入すること。
- 10．Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
- 11．「中小企業者」とは、資本金の額が 3 億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
- 12．「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化実績等報告書（貸切バス車両）

（令和7年度）

住 所 〒660-0072 兵庫県尼崎市大庄川田町108番地の1
事業者名 阪神バス株式会社
代表者名（役職名及び氏名）代表取締役社長 城島 和弘

I．貸切バス車両の移動等円滑化の達成状況

（令和8年3月31日現在）

	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数				
	計	ノンステップバスの車両数	リフト付きバスの車両数	スロープ付きバスの車両数	その他の車両数
前年度車両数	14	7	0	7	0
年度末車両数	47	18	0	29	0

II．貸切バス車両の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる貸切バス車両	計画内容 （計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。）
	対象車両無し
前年度の計画からの変更内容	

Ⅲ. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第20号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. リフト付きバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているリフト付きバス車両の合計数を記入すること。
4. スロープ付きバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているスロープ付きバス車両の合計数を記入すること。
5. その他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両のうち、2、3及び4に該当しない車両を記入すること。
6. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
7. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
8. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。